

番号	御意見（提出者）	御意見に対する考え方
1	<p>○ 制度整備案全般 当連盟は「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（案）」に対する意見募集において、V-Low マルチメディア放送の早期実施に向けて制度整備を推進するよう要望しており、迅速に措置されたことを評価します。</p> <hr/> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送ネットワークの強靱化に関し、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のうち今回措置されていない部分についても、早期の制度整備を期待します。 ・ また基本的方針（案）に対して当連盟が提出した以下の3点の要望について、引き続き検討を深めていただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重していただきたい。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。 ② 放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい。 ③ 今後の検討とされた国内放送を行う短波放送の扱いについて、可能な限り速やかに検討を行っていただきたい。 <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、基本的方針に関する御要望につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>○ 制度整備案全般 V-Low マルチメディア放送の実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速にすめられたことに賛同いたします。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>中波放送の都市型難聴対策に係るFM方式の中継局の制度整備につい</p>

	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76Mhz～90Mhz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化をすすめられるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中波難聴対策に係る置局を行う場合には、事前に既存の局との十分調整されることを望みます。特に混信などの妨害が生じないように十分配慮していただきたいと思います。 ・ 中波放送が、都市部において十分に受信できないという実態について、十分に検証していただきたい。難聴対策により送信される電波の出力は、必要最低限の出力であるべきであると考えます <p>【株式会社エフエム大分】</p>	<p>ては、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策に係る FM方式の中継局の置局については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切に取り組んで参ります。</p>
3	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回制度整備案が示された中波放送の難聴対策に係る FM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては最低限以下の点を踏まえた上で実施されるべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中波放送が大都市中心部において全く受信できないと事業者自身が主張している実態について自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。 ② 当該都市型難聴の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。 ③ その上で中継局の出力は都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。 ④ 当該電力の大きさについては超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ放送開設を待機している事業者を含む）の明示的な承諾を得た後に初めて周波数利用計画に反映されるべきこと。 <p>中波事業者が都市型難聴解消のためにアナログ FM 方式の中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきと考えます。大電力の中波方式で広域をカバーする親局の「補完」の役割を担うべきものですので既存の FM 放送事業者の親局とは性質を異にするもので、電力は将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を図るべきと考えます。</p> <p>【株式会社エフエム滋賀】</p>	<p>中波放送の都市型難聴対策に係る FM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

	<p>化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちで制度整備を進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム長崎】</p>	<p>中波放送の都市型難聴対策に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM方式の中継局の置局やFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切に取り組んで参ります。</p>
5	<p>○ 制度整備全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>②中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効活用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム宮崎】</p>	
6	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム愛媛】</p>	
7	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム仙台】</p>	
8	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められた事に賛同致します。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められる事を要望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係る FM 中継局の周波数割当てや FM 放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、</p> <p>既存民放送事業者の意向を十分尊重する事と、既存局等に混信妨害が生じる事がないよう、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行って頂きたいと思えます。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係る FM 放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、以下の点を踏まえた上で実施されるべきと考えます。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすること。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

	<p>2) 当該「都市型難聴」実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されること。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されること。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者も含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されること。</p> <p>5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信と同様、追補的措置であることを再認識すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきであると考えます。</p> <p>【株式会社エフエムラジオ新潟】</p>	
9	<p>○ 制度整備案全般 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【広島エフエム放送株式会社】</p>	
10	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則4 (2) について</p> <p>中波放送局が補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局の目的として、「地形的原因で生じる遮蔽による受信障害対策」および「地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策）」が加えられたことは、ラジオ放送全体のサービス向上につながるばかりでなく、これら受信障害の解消により、国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の安全確保に必要な情報の提供手段を増強できるという点で「放送ネットワークの強靱化」の方針に沿ったものであると考えることから、大いに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 その他について</p> <p>先の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」において「民間放送事業者の中波放送の難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信）対策、津波等の災害への対策に係るFM方式の中継局及びコミュニティ放送局に割り当てる。」とされた『90MHz超え95MHz以下』の周波数帯に関する制度整備についても速やかに行われることを希望いたします。</p> <p>【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「90MHz 超え 95MHz 以下」の周波数帯に関する制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>じることがないよう、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【岡山エフエム放送株式会社】</p>	
1 2	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分配慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分に尊重すること。併せて既存局等に混信障害が生じることがないよう、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>(1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できないと事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。(2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。(3) その上で、中継局の出力は都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。(4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の明示的な承諾を得た後に初めて周波数利用計画に反映されるべきこと。(5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を図るべきである。</p> <p>【株式会社エフエム高知】</p>	
13	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 放送ネットワークの強靱化をさらに進めるために、90MHz以上における中波放送の難聴対策、災害対策のためのFM中継局用の周波数割当に関する早期の制度整備をお願いします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 4項(2)について 本改定案は、地形的又は地理的原因による受信障害対策として周波数の有効利用を図る上で有効であると考えます。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、90MHz超における中波放送の難聴対策、災害対策に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>○ 制度整備案全般 地上アナログ放送終了後の電波の有効利用の観点から、V-Low マルチメディア放送の制度整備案が早期に提示されたこと、V-High 放送のより柔軟な制度整備案が提示されたことを評価する。 ひきつづき、難聴対策に係るFM中継局につき、今回措置されていない部分に関する早期の制度整備をお願いしたい。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 ・「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に係る意見募集において、当社が要望した以下の項目について、ひきつづき検討を深めていただくことを希望する。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、中波放送の都市型難聴対策や災害対策に係るFM方式の中継局及びラジオの経営の強靱化に関する制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>～「都市難聴や災害対策に係る FM 放送式の中継局の割り当ては『90MHz 超え 95MHz 以下』とされているが、周波数に余裕があれば、事業者の希望により『85MHz 超え 90MHz 以下』の帯域を利用できる帯域を利用できるよう要望する」。</p> <p>・また、放送ネットワークの強靱化について、今後「放送政策に関する調査研究会」で検討予定とのことだが、ラジオ各社の「経営の強靱化」に資するような制度整備の検討をすすめていただくことを希望する。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	
15	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>・今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係る FM 中継局の周波数割当てや FM 放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係る FM 放送局の周波数割当て、チャンネルプラン、出力及び置局については、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべき。</p> <p>2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべき。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべき。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た上で、周波数利用計画に反映されるべき。</p> <p>【株式会社エフエム大阪】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

16	<p>○ 制度整備全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>
	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>②中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム福岡】</p>	
17	<p>○ 制度整備全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係わる FM 中継局の周波数割当てや FM 放送の難聴対策に係わる親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行って頂きたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係わる FM 放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中波放送が都市雑音の影響により受信しにくい、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。 2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと 3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。 4) 当該電力の大きさについては、長短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。 5) 中波の都市型難聴対策のために FM 中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存の FM 放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。 <p>【株式会社エフエム福島】</p>	
18	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <hr/> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【富山エフエム放送株式会社】</p>	
19	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・整備制度に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存放送局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行なっていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が全く受信できなと事業 自身が主張している実態について、自らが実証的に事実</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>検証することを条件にするべきこと。</p> <p>2) 当該難聴の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、難聴発生地域の解消に必要最小限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>4) 当該電力の大きさは、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の明示的な承諾を得た後に周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>5) 中波の難聴対策のために FM 中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置を再認識するべき。</p> <p>大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の補完の役割を担うべきものであり、既存の FM 放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム岩手】</p>	
20	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行うことを希望します。</p> <p>出力は難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を計るべきと考えます。</p> <p>【株式会社エフエム鹿児島】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、中波放送の都市型難聴対策に係る FM 方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策に係る FM 方式の中継局の置局については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切に取り組んで参ります。</p>
21	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分に尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきと考えます。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>2) 当該、「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム徳島】</p>	
22	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度設備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度設備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム沖縄】</p>	
23	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワーク強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」の沿う形で制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>○ 基幹放送周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された76～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者(特に既存超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コ</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>コミュニティ開設を待機している事業者を含む))の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行って頂きたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されなければならないと考えます。</p> <p>1) 中波放送が地形的・地理的原因において全く受信できないと事業者自身が主張している実態について自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>2) 当該「地形的・地理的原因による難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は地形的・地理的原因による難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の明示的な承諾を得た後に始めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>5) 中波の地理的・地形的難聴対策のためにFM中継局を設置することは外国波混信の解消と同様、追補的・限定的措置であることを再確認すべきこと。</p> <p>大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも難聴解消に必要な最低限な程度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム青森】</p>	
24	<p>○制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Lowマルチメディア放送および放送ネットワークの強化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿う形での制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>○基幹放送用周波数使用計画</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、および今後制度を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割り当てやFM放送の難聴対策に係る親局</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などをていねいに行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割り当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中波放送が大都市中心において全く受信できないと、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。 2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。 3) そのうえで、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。 4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映をされるべきこと。 <p>中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム香川】</p>	
25	<p>○ 中波放送の難聴対策に係る FM 方式の中継局に係る制度整備（案） 基幹放送用周波数使用計画の一部改正関係について</p> <p>ラジオの放送ネットワーク強靱化とは、災害時にラジオ放送が確実に聴けるように、ラジオの難聴対策を強化しようというものであり、難聴対策としての FM 波活用（FM 中継局設置）は中波放送に限ることなく、中波と同様の難聴問題を抱える短波放送にも認めていただきたい。この点は「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に対しても意見を提出したが、重ねて要望する。</p> <p>先に示された V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針では、6. その他の項で、「国内放送を行う短波放送の扱いは、今後、FM 方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行う」としており、置局状況次第で周波数に空きがあれば、短波局にも FM 中継局用の周波数を割り当てる可能性を示したものと読みとれる。</p>	<p>災害発生時における AM 放送等の各地域における災害情報、安否情報等の提供に果たす役割も踏まえ、まずは AM 放送の難聴対策、災害対策に係る FM 方式の中継局等への割当てを行うものです。</p> <p>御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>しかし制度上、短波局の FM 波利用が認められないとなると、周波数の空きがあっても FM 中継局設置の道は閉ざされてしまうのではないかと危惧する。</p> <p>今回は外国波による混信対策のため中波局に FM 中継局の設置を認めた基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）を改正し、地形的・地理的原因による難聴の場合にも FM 中継局設置を認めるという内容となっている。</p> <p>外国波による混信については、短波放送固有の電波特性による影響もあることから、これまで中波と同列に扱ってこなかった点は理解できる。</p> <p>しかし今回の改正のポイントとなっている地理的・地形的原因による難聴、さらには V-Low 帯の一部（90～95MHz）の制度整備でポイントとなるであろう都市型難聴については、短波放送も中波とまったく同様の理由による難聴問題を抱えている。このため周波数使用計画そのものを見直し、難聴対策の手段として FM 中継局の設置を短波局にも認めていただくよう要望する。</p> <p>【株式会社日経ラジオ社】</p>	
26	<p>○制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿って、制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <hr/> <p>○基幹放送用周波数使用計画</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz を超え 90MHz 以下の周波数を使用する中波放送の難聴対策のための FM 方式の中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波放送の難聴対策のための FM 方式の中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められるよう、希望します。</p> <p>①中波放送の難聴対策・災害対策に係る FM 中継局の周波数割当てや FM 放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重し、併せて、既存局等に混信妨害が生じないよう、丁寧に事前調査や関係者間の調整などを行っていただきたい。</p> <p>②中波放送の難聴対策に係る FM 放送局の周波数割当て、チャンネルプラン実施にあたっては、最低限、以下の点を踏まえていただきたい。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と主張する実態について、事業者自ら実証的に事実検証することを条件とするべき。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

	<p>2) その具体的な調査結果に基づいて、当該「都市型難聴」の実態は判断されるべき。</p> <p>3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべき。</p> <p>4) 当該電力の大きさの周波数利用計画への反映に際しては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の明示的な承諾を条件とするべき。</p> <p>中波の都市型難聴対策のためのFM中継局設置は、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にし、大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」的役割を担うべきものである。また、出力は将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム熊本】</p>	
27	<p>○ 制度整備全般</p> <p>V-LOW マルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係わる周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに対して賛同いたします。</p> <p>【長野エフエム放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
28	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Low マルチメディア放送の早期実現に向け、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿って、迅速な制度整備を進めていることについて評価をします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>基幹放送用周波数使用計画に関しては、下記事項について、引続き検討をお願いします。</p> <p>① 中波放送局の難聴対策・災害対策に係るFM中継局設置や親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重し対応していただきたい。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査、関係者間の調整を丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送のFM中継局の出力は、難聴地域の解消等に必要な出力とし、過大にならないようお願いしたい。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>中波放送の都市型難聴対策・災害対策に係るFM方式の中継局に関する制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM方式の中継局の置局やFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切</p>

	【株式会社エフエム栃木】	に取り組んで参ります。
29	<p>○ 制度整備案全般 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、制度整備が迅速に進められたことに賛同します。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を考慮して進められるよう希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中波放送の難聴対策、災害対策に係るFM中継局の周波数割り当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存局等に混信妨害が生じないように十分な調査と関係者間の調整を行っていただきたい。 2. 中波放送の難聴対策に係るFM中継局の周波数割当て、チャンネルプランについては以下の点を十分考慮していただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中波放送が大都市中心部において受信できないという「都市型難聴」についての判定は、十分な事実検証を行ってその結果をもって判断すること。 <p>その上で、中継局の出力については都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力とし、大電力の中波方式で広域をカバーする親局の補完をするという役割を超えるものにならないようにすること。</p> <p>【株式会社エフエム愛知】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>
30	<p>○ 制度整備案 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワーク強靱化に係る周波数の割当て・放送整備に関する基本方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同します。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>○基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきである。</p> <p>(1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できないと事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件にするべきである。</p> <p>(2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきである。</p> <p>(3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきである。</p> <p>(4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきである。</p> <p>(5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきである。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム群馬】</p>	
3 1	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 4(2)について</p> <p>中波放送の外国波混信対策に限られていたFM方式による中継局の開設が、地理的・地形的難聴対策に係わるものまで拡大する制度整備案に賛同します。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、中波放送の外国波混信対策</p>

	<p>山陰地区は日本海に面し、季節的な気象条件により、88MHz 以上の周波数において、韓国等の諸外国から強力なFM放送波が飛来している事をFMラジオ受信機等で確認しています。多い時は、数十局に及ぶ外国FM放送が飛来し受信できる状況です。</p> <p>過去、送信チャンネル1チャンネルの当社アナログテレビ中継局の放送エリアにおいて、外国FM波の飛来により長時間にわたってエリア内混信が発生し、多くの視聴者が多大な影響を受けました。</p> <p>当社は、中波ラジオ親局エリアでの外国波混信による難聴に長年苦慮してきています。</p> <p>FM方式による外国波混信対策に於いて88MHz以上の周波数の割当は、再び混信を受けることが懸念され、強靱化の目的も果たせなくなります。</p> <p>その地区の事情に応じた柔軟な制度整備を切望します。</p> <p>また、逆に、日本からの電波による混信について韓国浦項市の住人から直接当社へ情報が寄せられています。</p> <p>山陰地区からの地デジ放送の電波が浦項市に到来しており、混信に苦慮しているという情報ですが、韓国でのFM放送帯域(88MHz~108MHz)への日本でのV-Lowと95MHzまでに割当拡大したFM放送電波による新たな混信の発生について、強い懸念を表していました。</p> <p>意見募集公表後の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」でも、「案」通り、対策別・空中線電力別に割当が区分されていますが、上記のような地域固有の事情に対して柔軟に対応ができるよう、例外規程を設ける等の措置を講じておくべきだと考えます</p> <p>また、新たに外国へ与える混信の発生についても配慮する必要があると考えます。</p> <p>【株式会社山陰放送】</p>	<p>に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
32	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1-4-(2)について</p> <p>中波放送の地形的原因で生じる遮蔽による 受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策のため、補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局の設置が許可されることを、高く評価します。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「90MHz 超え 95MHz 以下」に</p>

	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 中波放送の難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信）対策、津波等の災害への対策のため、民間放送事業者による90～95MHzでのFM方式の中継局についての制度整備も、速やかに行われることを希望します。</p> <p>またその際、強靱化の一環として聴取者がより簡便に情報を入手することが可能となるよう、以下の3点についての検討を希望します。</p> <p>① 現在のFM周波数帯（76～90MHz）同様に、周波数の逼迫が予想されるため、FM同期放送の導入。 ② 受信機の移動に伴って自動選局できる仕組みや、聴取可能な周波数及び放送局名の表示システムの導入。 ③ トンネルや地下街のような遮蔽空間における再放送のための支援や法整備</p> <p>【株式会社中国放送】</p>	<p>おける中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 76MHz 超え90MHz 以下において中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM方式中継局の置局については、事前調査や既存放送事業者との調整を十分に行って混信が発生することのないように周波数の割当てを行っていただきたい。 ・ 放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として、中波放送局の難聴対策だけでなく、FM放送局の難聴対策に係る親局の諸元変更やバックアップ設備にも国庫補助や税制支援を行っていただけるように要望します。 <p>【株式会社FM802】</p>	<p>本件とは直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策、災害対策に係るFM方式の中継局の置局については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切に取り組んで参ります。</p>
34	<p>○ 制度整備案全般 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿うかたちで、制度整備を迅速に進められたことを評価いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 今回制度整備案に示された中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を考慮して進めることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てや、FM放送の難聴対策に係る親局</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分に尊重していただき、併せて既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整を丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当てについては、最低限以下の点を踏まえ実施されるべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できないと事業者自身が主張したならば、その実態を自ら事実検証することを条件とすべきこと。 2) 当該「都市型難聴」の実態についてはその具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。 3) そのうえで中継局の出力は、都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当て案が策定されるべきこと。 4) 当該電力の大きさについては超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者の明示的な承諾を得た後周波数利用計画に反映されるべきこと。 <p>中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、親局の補完的役割を担う追補的措置であることを再確認すべきで、その点で既存のFM事業者の親局とは性質を異にしています。故に出力は将来的にも難聴対策に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきと考えます。</p> <p>【株式会社エフエム北海道】</p>	
35	<p>○ 制度整備全体</p> <p>「V-LOW マルチメディア放送および放送ネットワークの強靱化に係る周波数割り当て・制度整備に関する基本的方針（案）」に関する制度化にあたり、早期に対応していただいたことを評価いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則 4 (2)</p> <p>今回の改正において、中波放送の難聴対策としてFM方式の中継局に係る制度整備案が一部出されております。今後、その他の今回措置されなかった箇所に関する制度化に関しても、中継局設置を希望する事業者の意見を十分反映していただくとともに、早期の制度化をお願いいたします。</p> <p>【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の制度整備のうち今回措置されなかった部分については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>36</p>	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のうち、76MHz 超え90MHz 以下（アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数を除く。）について「中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局に係る制度整備（案）」に示された難聴対策に対応した当案を支持いたします。</p> <hr/> <p>また、基本的方針には、「90MHz 超え95MHz 以下」についても中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局に利用する方針が示されています。当該周波数帯についても速やかに制度化されることを要望します。</p> <p>その際、先の意見募集でも要望いたしましたが、災害時に国民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供を確実にを行うための「放送ネットワークの強靱化」を、十全に実施できる「相応の出力」が確保された基幹放送用周波数使用計画の策定を望みます。</p> <p>【株式会社文化放送】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「90MHz 超え 95MHz 以下」における中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>37</p>	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことを評価し、賛同いたします。</p> <hr/> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

	<p>承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【株式会社エフエム東京】</p>	
38	<p>○ 基幹放送用周波数使用計画 第1 総則4(2)について 76MHz～90MHzについては、これまでの外国波混信対策に加えて地理的・地形的難聴対策が追記されることは、実態にあった対応として賛同します。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 先に示されたV-Low帯の「90MHz 超え 95MHz 以下」における中波放送の難聴（都市型、地理的・地形的難聴、外国波混信）対策等に係る制度整備を早期に取りまとめることを要望します。 さらに、放送ネットワークの強靱化を早期に進めるためにも FM 中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援策の実施も合わせて要望します。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。 なお、「90MHz 超え 95MHz 以下」における中波放送の難聴対策等に係るFM方式の中継局の制度整備については、本件と直接関係はございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>○ 制度整備案全般 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべき。 1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、そ</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。 基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>

	<p>の具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきである。</p> <p>【三重エフエム放送株式会社】</p>	
40	<p>○ 制度整備案全般 V-Low マルチメディア放送の早期実現に向けて、「V-Low マルチメディア放送普及及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備が迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 今回、制度整備計画案に示された76MHz～90MHzの周波数を使用する中波放送の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波放送の難聴対策のためのFM中継局に関しては、既存局等に混信妨害などが生じることがないことと、既存FM局の諸元変更や新たな中継局置局に支障が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを十分に行っていただきたい。</p> <p>【福井エフエム放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の置局については、既設の無線局の運用に支障を与えないように適切に取り組んで参ります。</p>
41	<p>○ 制度整備案全般 V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について 今回、制度整備が示された、76MHz～90MHz の周波数を使用する中波の難聴対策のための FM 中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のための FM 中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4 番の回答をご覧ください。</p>

	<p>生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>【株式会社エフエム石川】</p>	
4 2	<p>○ 制度整備案全般</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の早期実現に向け、この度の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿うかたちでの制度整備を迅速に進められたことに賛同いたします。</p> <p>○ 基幹放送用周波数使用計画 全般について</p> <p>今回、制度整備案が示された、76MHz～90MHzの周波数を使用する中波の難聴対策のためのFM中継局、及び今後制度化を進められるそれ以外の中波の難聴対策のためのFM中継局に関しては、以下の点を十分考慮して進められることを強く希望します。</p> <p>① 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重すること。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <p>② 中波放送の難聴対策に係るFM放送局の周波数割当て、チャンネルプランについては、最低限、以下の点を踏まえたうえで実施されるべき。</p> <p>1) 中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと。2) 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。3) そのうえで、中継局の出力は、都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。4) 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得たのちに初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。5) 中波の都市型難聴対策のためにFM中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべき。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものであり、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を図るべきである。</p> <p>【株式会社エフエム山口】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>基幹放送用周波数使用計画については、4番の回答をご覧ください。</p>